

返戻金制度について

◇返戻金制度に関する事項

当社より紹介し採用された求職者（以下単に「求職者」とします）に係る雇用契約が短期間で終了した場合（求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

- 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣により紹介をし採用された場合、及び派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、紹介手数料の払い戻しはいたしません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。